

道路上のデジタルサイネージ広告掲出にかかる 実証実験を踏まえた今後の取り扱いなどについて

令和5年12月20日
大阪市屋外広告物審議会

1. 道路上のデジタルサイネージ広告掲出にかかる実証実験を踏まえた今後の取り扱い

- ・ デジタルサイネージの規制の現状と前回審議会の内容
- ・ バスロケーションシステム、バス停上屋への添加広告
実証実験の結果
今後の対応案

2. 路上変圧器への広告掲出

概要と経過
実証実験の結果
今後の対応案

1 - 1 デジタルサイネージ設置に関する規制の現状

1. 民地に設置する場合

大阪市屋外広告物条例に規定された壁面看板等の基準を適用

2. 道路区域内に設置する場合

道路占用許可基準において広告物を掲出できる物件を規定

例：電柱・バス停留所上屋・バス停留所標識・アーケード・消火栓標識

「地域における公共的な取組に要する費用への充当を目的とする広告物」等

デジタルサイネージの掲出は認めていなかったが、掲出要望が増加

一般通行や景観への影響等の懸念があることから一定の制限をかける必要があるため、「デジタルサイネージ広告設置にかかる取扱いガイドライン」を定め、案内板やバス停上屋などの一部の物件で静止画切替り広告のみ認めている。



バスロケーションシステム、バス停上屋についてデジタルサイネージによる動画広告の掲出要望有り

【審議内容】

- 道路区域内におけるデジタルサイネージによる動画掲出の実証実験の実施
- 実証実験の実施にあたっての検証項目

【いただいたご意見】

① 滞留調査について

滞留の有無の報告は人数と滞留時間の情報をいただきたい。

➤ 事業者調査への反映を依頼。

② 光過敏性発作への配慮について

動画掲出にあたっては、光過敏性発作への配慮を行っていただきたい。

➤ 事業者が動画作成の際に激しい点滅はさせないなどの配慮を依頼。

➤ 子ども連れの歩行者への調査も実施。

1. バスロケーションシステム添加広告（参考資料 1）
2. バス停上屋添加広告（参考資料 2）

- サイネージの明るさ、景観との調和、歩行者への通行支障、子どもへの影響などの調査項目において、バス停利用者および歩行者からは、バスロケーションシステム、バス停上屋のいずれにおいても概ね肯定的な意見であり、滞留なども見受けられなかった。
- 一方で、車道に面したデジタルサイネージについて、交通上の支障や事故はなかったが、回答したドライバーの約 1 割が「運転に影響がありそう」と回答しており、事故につながるのではないかと、といった否定的な意見も複数あった。

1 - 4 今後の対応案（バスロケーションシステム添加広告等）

- 歩道に面した表示は、バスロケーションシステムやバス停上屋の添加広告など、デジタルサイネージの掲出を認めているものについて動画掲出を認める。
- 急激な場面転換は行わないなど、サイネージでの広告掲出には一定の基準が必要であるため、ガイドラインを改定する。
- 車道に面した表示は現時点での動画掲出を見送る。
- 御堂筋、土佐堀通などの重点届出区域（国道2号地区を除く）は、民地内に設置するデジタルサイネージの基準として静止画のみ（切替わり間隔15秒以上）と定められていることから、道路上においても同様の取扱いとする。

1 - 5 デジタルサイネージ広告設置にかかる取扱いガイドライン（改定案）

道路上にデジタルサイネージ広告を設置する際は、本ガイドラインをもとに設置者においてデジタルサイネージ取り扱い規定を定めること。

1. 設置場所・設置方法

（道路管理、交通管理、景観への影響、安全性の観点など）

- ・ 有効幅員を狭めるなど、道路管理上の支障とならない設置場所及び設置方法とする
- ・ 歩行者や車両に危険を及ぼさない設置場所及び設置方法とする
- ・ 信号機又は道路標識等の効用を妨げない
- ・ 人や商品が車道に飛び出そうとしているように見えないこと、その他交通管理上の支障がないものとする
- ・ 著しく景観を損なわないものとする
- ・ 相当程度の風雨、地震等に耐える堅固なものとする

2. 表示方法

（色彩・輝度・コントラスト・画像・音声など）

- ・ 静止画の切替わり間隔は5秒以上とする。
- ・ 動画については以下を満たすこと
 - ・ 車道から正対して正面の車道側には掲出ししない
 - ・ 広告表示面積が大きなものへの掲出は緩やかな動画とする
 - ・ サプリミナル効果等の、通行人等が通常感知しえない方法により、メッセージ等を伝達しない
 - ・ コントラストの強い画面が反転したり急激に場面転換したりしない
 - ・ 心身に悪影響や不快感を与えないものとする
- ・ 不快感を与える色彩・輝度でない
- ・ 災害時等の非常時以外には音声を発しない
- ・ 歩行者が注視することで著しく路上に滞留し又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものとする。

3. 官民連携・災害時の情報発信

（防犯、防災、地域情報・災害時の情報発信など）

- ・ 災害時等の非常時においては、行政等の要請に応じて必要な情報の提供に協力する
- ・ 警察、区役所、危機管理室と連携のうえ、必要な行政情報を掲出する

4. 表示内容（コンテンツ）

次の広告物は表示をしない

- ・ 法令等に違反するもの
- ・ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- ・ 人権侵害、差別に繋がるもの
- ・ 良好な景観又は風致を害するもの
- ・ 公衆に不安や不快の念又は危害を与えるもの及び青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの（暴力・犯罪等を肯定し助長するような表現や残酷な描写、射幸心、投機をあおる恐れのあるもの、裸体・性について露骨、ひわいな表現 等）
- ・ 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの（不祥事を起こした企業等の広告等）
- ・ 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの（誇大な表現、射幸心を著しくあおる表現、誤認させるような表現 等）
- ・ テレビ放送、スポーツ中継等、著しく人が滞留するおそれのあるもの
- ・ 明らかに車両の運転者に対して訴求するもの

5. 法令順守

（各種法令に基づく許可の取得など）

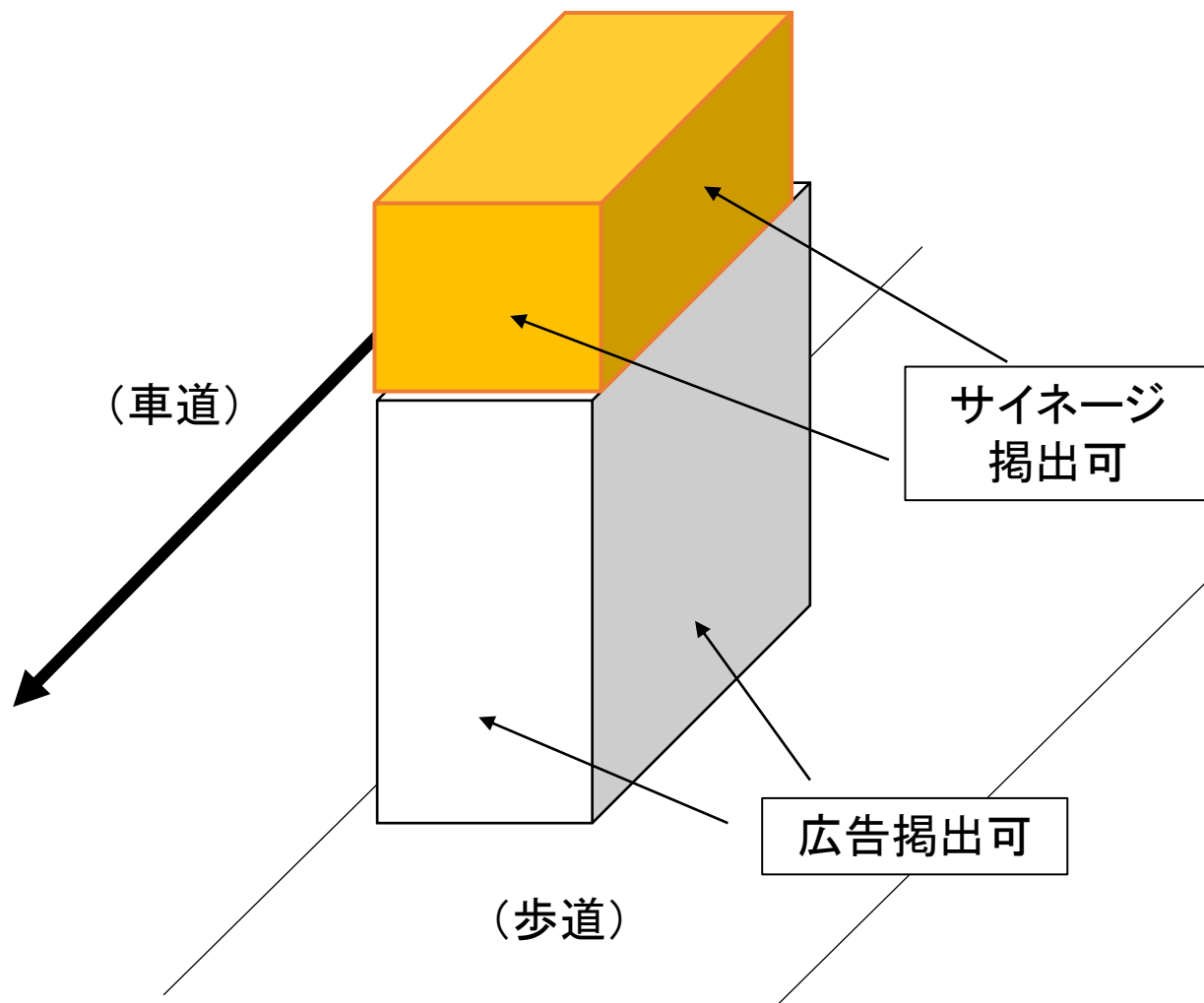
- ・ 設置にかかる関係法令を遵守すること
- ・ 道路占用許可、道路使用許可、屋外広告物許可、その他必要な許可等を受けること

※景観計画上の重点届出区域内及び御堂筋デザインガイドライン区間については、静止画の切替わり（切替わり間隔は15秒以上）のみとするなど、関係要綱に準じた取扱いとする。

2 - 1 路上変圧器における広告掲出の概要と経過

- 道路上では、電柱、バス停などを除いて原則広告掲出は認められておらず、路上変圧器での広告掲出はこれまで実施した事例はない。
- 一方で、令和2年7月に国土交通省より直轄国道における通知が出されており、路上変圧器に添加する広告物の取扱いについて、公共的な情報の発信を行う際に、商業広告も含めた広告設置も可能とされた。（具体的な基準はなし。）
- 大阪市では、これまで掲出要望もなかったことから、広告面の大きさやデジタルサイネージの掲出方法など、掲出にあたっての具体的な基準は定めていない。
- 他都市においても実証実験を実施しているが、本格運用の事例はない。
- 今回、電力事業者より路上変圧器への広告掲出の要望があった。
- 路上変圧器への広告掲出は初めてとなること、変圧器へのラッピング広告及び変圧器上部へのデジタルサイネージ設置などについて具体的な基準は定められていないことから、今般、実証実験を行った。

2-2 路上変圧器における広告掲出の概要



- 防災・観光情報等の公共情報の発信を目的とする。
- 商業広告を掲載し、公共情報の発信費用に充当することが可能。
- 本来の機能や道路景観が著しく損なわれるものではないこと。
- 広告の表示面は、車道から路上変圧器に正対して正面の車道及び左側の壁面以外。
- 路上変圧器上部または壁面へのサインージの添加が可能。（ただし、路上変圧器の幅を超えないものであること。）

- 路上変圧器の実証実験結果（参考資料 3）
 - 今回の実証実験において明らかな通行支障などは見られなかった。
 - 「街並みになじんでいるか」という問いに 8 割以上が「なじんでいる」と回答しているが、広告掲出自体が初めてであり、基準策定にあたっては景観に配慮した基準が必要と考えられる。

- 掲出にあたっては基準策定が必要であり、本格導入は見送る。
- 基準策定にあたっては、課題の検討が必要。

【考えられる課題】

- 道路上への掲出数
街区に1つ、同一路線でのデザイン統一 など
- 公共広告の掲出割合
- 広告掲載面
フルラッピング、掲載面の限定 など
- デジタルサイネージの取扱い
デジタルサイネージの可否
掲出の基準（大きさ）、本体デザインとの調和 など

【地下部分】

平成27年3月 鉄軌道施設内で切替り広告を許可
平成31年3月 地下街で切替り広告を許可
令和元年7月 鉄軌道施設内において動画広告許可
令和3年12月以降 地下街で動画広告許可

【地上部分】

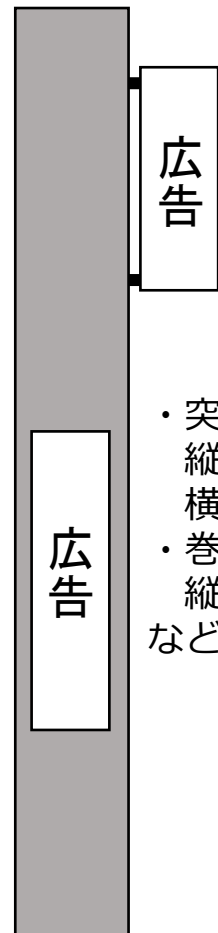
平成30年3月 観光案内板で切替り広告を許可
平成31年4月 BRT社会実験におけるバス停留所上屋・バス
停留所標識で切替り広告を許可
令和4年4月 地域情報板で切替り広告を許可
令和5年7月以降 . . . バスロケーションシステム等での
動画広告の実証実験を実施

(参考) 道路区域内（地上）に設置されている広告物の種類

物件	電柱添加看板	バス停留所 上屋 添加看板	照明式バス 停留所 標識添加 看板	消火栓標識 添加看板	アーケード 統一添加 看板	突出看板	道路照明灯 バナー	街路灯 バナー	案内板 添加看板
占有 主体	本体占有物件の維持管理を行っている事業者				本体占有者	店舗・ビルオーナー等	公共的な取組の 実施主体 (地方公共団体、 町会、NPO等)	本体占有者	
設置 目的	占有物件の維持管理費用への充当					商業施設等の自 家用広告物	地域活性化を目的 としたイベント 等の費用への充当	占有物件の維持管理費用への充当	
デジタル サイネー ジ 許可 状況	—	○ (公共広告のみ)		—	—	—	—	—	○
動画 静止画 (切替り)	—	静止画 (切替り)		—	—	—	—	—	静止画 (切替り)
備考		大阪メトロ 今里ライナー							経済戦略局 観光案内板 道頓堀 道路協力団体

(参考) 道路上の広告掲出物件の事例

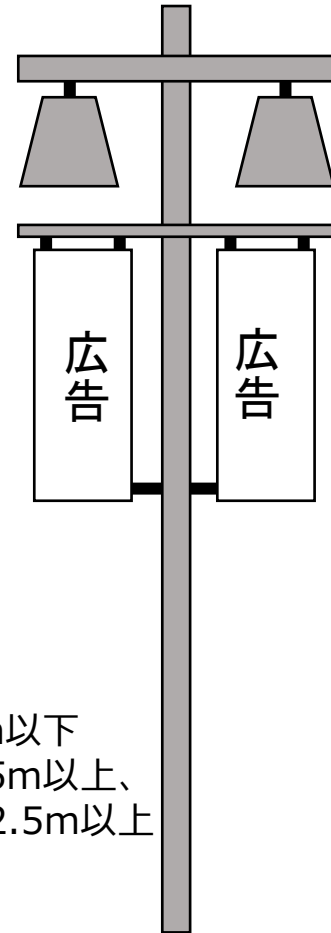
電柱



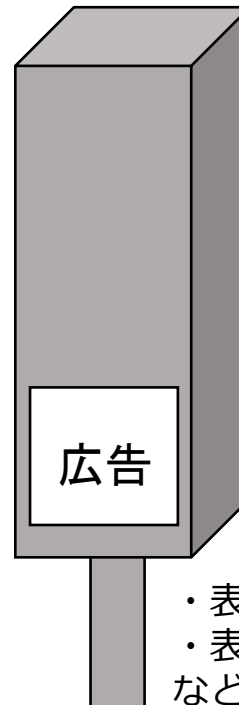
- ・突出式
縦1.2m以内、
横0.45m以内
- ・巻付式
縦1.5m以内
など

- ・出幅は0.8m以下
- ・路面から4.5m以上、
歩道内では2.5m以上
など

街灯

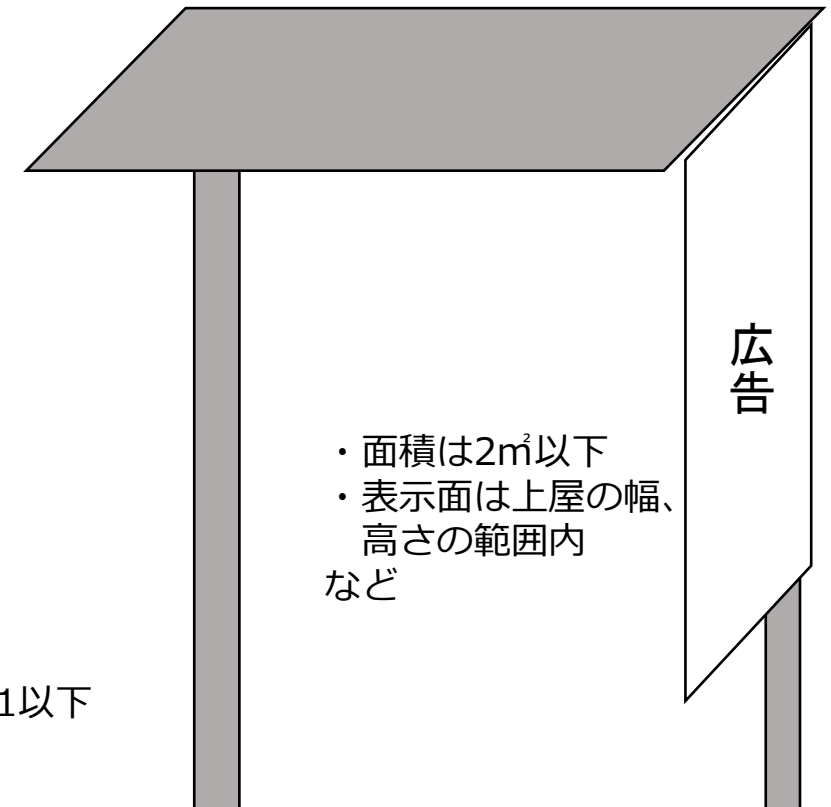


バスロケーション
システム



- ・表示面の3分の1以下
- ・表示は最下段
など

バス停上屋



- ・面積は2㎡以下
- ・表示面は上屋の幅、
高さの範囲内
など